

平成25年度第2回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 平成25年9月24日（火）午後2時から午後3時
- 2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
伊藤さやか委員、上谷豪委員、佐野善房委員、菅野泰委員、松村雅生委員、
渡邊薫委員（委員：五十音順）
 - (2) 事務局
及川洋一政策法務課副課長、鈴木信行政策法務課副課長（情報公開・個人情報）、
情報公開班、個人情報・相談調整班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 会長の選出等について
 - (2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について
 - (3) 開示請求等運用状況について
- 5 議事の概要

事務局（上川） 本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

桑波田委員、齋藤委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、ただ今から、平成25年度第2回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室される場合がございます。

傍聴要領は、会議次第の一番最後のページにつづっておりますが、「会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。」としており、特にお名前を記入していただく必要はありません。原則として、「会議の開始予定時刻までにお出でいただければ傍聴できます」という規定になっております。

また、この会議は、議事録を作成することとなっておりますので、録音をとらせていただきます。作成された議事録は、千葉県のホームページに掲載し公表することとしております。

それでは、議事に先立ちまして、及川政策法務副課長からごあいさつを申し上げます。

事務局（及川） 政策法務課の副課長の及川と申します。本日は、課長の新保でございますけれども、公務で出張しておりまして、代わりに私から一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、本県の情報公開でございますけれども、昭和63年10月の制度開始以来、今年で26年目を迎えようとしており、この間、県民に開かれた県政の実現に大きく寄与してきたものと考えております。

この情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善について調査審議し、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行うことを目的として、平成17年度に設置したものでございます。

情報公開を推進していくためには、広く県民の意見を反映させていくことが必要でございます。こうした考えに立ちまして、この会議には専門の方々ばかりでなく、県内の様々な団体の方々によって選ばれた県民の方々にも参加をいただいているところでございます。

今回の皆様への委員の委嘱をもちまして、第5期目の委員となるわけでございますけれども、これまで、この会議で提案された意見を受けまして、開示請求件数の公表方法や開示請求書の受付方法などについて、運用の改善を図ってまいりました。

また、開示請求、苦情の申出への対応など及び窓口の対応につきまして、この会議から知事になされた提言を受けまして、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成するなど、制度のよりの確な運用について職員の指導に努めてまいったところでございます。

さらに、苦情処理に関しましては、個別案件の調査の結果、改善が必要と判断された事項につきまして、この会議から県の各実施機関に対しまして是正を求め、これを受けた各実施機関では、適正な事務処理の徹底を図って、再発防止に努めるなど、運営の改善に努めてきたところでございます。

このように、この情報公開推進会議の役割は、本県の情報公開制度の充実と円滑な運営に欠かせないものであり、今後さらに県民参加による県政の一層の推進を図る上でも、その役割は益々大きくなるものと考えております。

終わりに、委員の皆様のご格別の御協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

よろしく願いいたします。

事務局（上川） それでは、次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の次第の次のページに、委員名簿が付いておりますけれども、これから、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自己紹介等を一言いただけましたらと思います。

初めに伊藤委員でございます。

伊藤委員 はい、弁護士の伊藤さやかと申します。これで、5期目になります。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（上川） 次に上谷委員でございます。

上谷委員 今回、初の委員です。前回、渋沢委員でしたけれども、中核地域生活支援センター連絡協議会より選出されて参りました。私は習志野圏域というところで、八千代、習志野、鎌ヶ谷に在宅の方の生活しづらさの相談を受けながら、どのような手続きが必要か、医療につなぎ、いかに福祉につなげたり、というところで相談にのっている機関です。よろしく願いします。上谷と言います。よろしく願いします。

事務局（上川） 佐野委員でございます。

佐野委員 佐野でございます。新人でございます。それまでは情報公開審査会の委員をやっておりました。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（上川） 菅野委員でございます。

菅野委員 弁護士の菅野です。推進会議は、伊藤委員と同じように5期目ということになると思います。ただ、私の場合はその前に、情報公開請求が様々な問題で、支障事案というか、異議申立てが大量に出て進まないという状況の中で、その改善のために委員会というのを県でつくられて、その時点から参加をしておりましたので、かなり長い間かかわってきたと考えます。もうそろそろあと1期ということでお引き受けをいたしましたので、あと1期頑張って、力を出し切って、次の方にバトンタッチしていただきたいと考えております。以上です。

事務局（上川） 松村委員でございます。

松村委員 松村でございます。総務省、内閣府で情報公開法、個人情報保護法その他の法律の制定、施行に携わりまして、その関係で、今、現在は、日本大学法科大学院で、情報法、立法学、あるいは、行政法を担当しています。よろしく願いいたします。

事務局（上川） 渡邊委員でございます。

渡邊委員 初めて、この席にいて出席させていただきます。千葉県の商工会連合会から推薦されました。私、袖ヶ浦市の商工会長を3期目でやらせていただいておりますけれども、非常に、こういった問題は、少し畑違いというような思いをしておりますが、先日、事務局の方に書類を見させていただいて、少し大変なものを受けてしまったかなと少し

後悔の念もありますということで、よろしくお願ひします。

事務局（上川） ありがとうございます。御欠席されていますが、桑波田委員におかれましては、環境パートナーシップちば代表ということで、この団体から推薦をいただいております。第3期から務められております。それから、齋藤委員でございますけれども、千葉県PTA連絡協議会から推薦をいただいております。千葉県PTA連絡協議会の会長でございます。

次に、出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

総務部政策法務課 副課長 及川でございます。

事務局（及川） 及川でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（上川） 同課、情報公開・個人情報担当副課長 鈴木でございます。

事務局（鈴木） 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（上川） その他、情報公開及び個人情報・相談調整班員でございます。

私は、情報公開班の上川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題に入りますが、まず、議題1「会長の選出等について」でございます。

資料の1ページを御覧ください。別冊になっております。千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、会長は、委員の互選によって定めるとされ、また、同条例第32条第1項の規定により、会長が会議の議長となると定められておりますが、本日は、新委員による初めての会議ですので、現在のところ会長が選出されておられません。

会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して議事の進行をお願いしたいと思います。せん越ではございますけれども、事務局の提案として、仮議長は、前期、会長の職務代理者を務めていただいた菅野委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局（上川） それでは、会長の互選は、菅野委員を仮議長としてお願いしたいと思います。菅野委員には、仮議長席へお願ひいたします。

仮議長 仮議長に選任されました、菅野です。それでは、会長が決定するまでの間、これから仮議長を務めさせていただきます。

早速、会長の選任を行いたいと思います。

先ほど、紹介されました、千葉県行政組織条例第30条によりますと、会長は委員の互選によって定めると規定されております。委員の互選によって定めるとなっておりますので、互選の方法はいろいろあるのだと思いますが、一番簡単な方法ということで、指名推薦の方法で決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

伊藤委員
仮議長
各委員
仮議長
各委員
仮議長
松村会長

それではですね、指名推薦ですから、どなたか会長にふさわしい方を御推薦いただければと思いますが。どうですか。はい、伊藤委員。

前年度の会長でもあります松村委員が適任ではないかと思えます。その他に特には推薦したいという、会長候補者の方いらっしゃらないということよろしいですか。

はい、結構です。

松村委員という声が上がりました。皆さんで松村委員をこの会の会長に選任するというので、よろしいでしょうか。

はい。

それでは、松村委員が会長として選任されましたので、以後の進行は会長である松村委員にお願いしたいと思えます。それでは、松村会長よろしくお願ひいたします。

皆さんの御指名で、それでは、私、松村が会長をやらせていただきたいと思えます。座ったままで恐縮ですけれども、一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

この情報公開制度の推進会議というのは、非常に全国的にもユニークな珍しい制度であります。特に、苦情処理という形で、いろいろな経緯があるようですけれども、苦情の処理を的確に行い、それを通ずる形での制度運営改善を図っていくという形で、大変ユニークな制度でございますし、先ほど、副課長から説明ありましたように、菅野委員等の御活躍で、これまで非常に有益な重要な役割を果たしてきたのではないかと考えております。今後とも、制度が現状においてより良く機能するように微力を尽くして参りたいと思えますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思えます。その前に、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

本日の会議録署名は、佐野委員にお願いをいたします。よろしいでしょうか。

佐野委員
松村会長

はい。

ありがとうございます。次に、会長の職務代理者の指定を行いたいと思えます。

千葉県行政組織条例第30条第4項によりまして、先ほどの資料の1のところがございます。組織条例の第30条4項の規定によりまして、副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理すると定めております。

この職務代理者については、菅野委員にお願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

菅野委員
松村会長

はい。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、職務代理者として、菅野委員を指定させていただきました。

次に、苦情処理調査部会に属する委員の指名を行います。

同じく、千葉県行政組織条例第33条2項の規定によりまして、部会に属すべき委員は、会長が指名すると定められております。

この苦情処理調査部会は、千葉県情報公開条例第27条の2第3項、第4項の規定による苦情の処理等を行うためのものでありまして、平成17年度第1回推進会議で設置が議決されているものであります。

部会では、苦情の申出を受けて、第三者的立場から事情を調査し処理を行うという性格のものであります。したがって、苦情処理調査部会に属する委員については、そのような業務に精通されておられます弁護士業務として精通されておられます、菅野委員、佐野委員、伊藤委員の御三名にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

伊藤、佐野、菅野委員 はい。

松村会長

はい、ありがとうございます。それでは、御三名の委員にお願いしたいと思います。

この苦情処理調査部会の委員におかれましては、本会議終了後、部会長の選任を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、苦情処理調査部会における苦情処理については、部会の今の3名の委員だけではなくて、部会への参加を事前に意思表示をいただいた住民代表の委員にも参加していただくということになります。

実際に苦情案件の調査をしていただく場合には、参加いただける委員の名簿から、事前に御都合を確認させていただいた上で、部会長から担当委員を指名させていただくことになります。住民代表の委員の方にも実際にその場に接して、苦情調査等において意見をいただきたいと思いますので、是非参加をしていただければと思います。

この推進会議は2つの大きな役割を規定されておりまして、制度運営の改善と苦情処理という大きく2本柱になっているわけですが、制度運営の改善というのは、当面具体的な動きがありません。現時点では、苦情の処理が中心になっておりますので、是非、今申し

上げましたように、住民代表の委員の方も、この苦情処理部会で御活躍いただければよろしいのではないのかなと思っております。調査への参加につきましては、後日事務局から文書で、参加の意思を確認させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、本日の議題の2でございますけれども、千葉県情報公開推進会議の組織・運営について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（鈴木） はい。それでは、議題の2番目、千葉県情報公開推進会議の組織・運営について、情報公開担当の副課長であります鈴木から御説明をさせていただきます。

お手元の資料、3ページ、資料2を御覧ください。まず、(1)として、設置の根拠等があります。本推進会議の設置の根拠、経緯を踏まえますと、(1)にありますとおり、平成15年9月に千葉県情報公開推進委員会の提言、これは先ほど菅野委員から前にも関わっていたという発言がありましたけれども、その委員会になると思います。それと、平成16年8月に千葉県情報公開審査会の答申、これら2つの諮問機関になりますが、提言・答申を踏まえて(2)に記載のとおり、平成17年7月7日に、この推進会議が設置されたということでございます。

(3)設置の趣旨ですが、情報公開の制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、また、情報公開窓口の対応等に関する苦情処理を行うことをその趣旨としているということでもあります。

(4)設置の根拠、(5)権能等の規定については、そこに、資料記載のとおりでございますが、その下に参考として、条文の内容を示してあります。

まず、審議会などの附属機関を定める千葉県行政組織条例におきましては、28条、29条に定めがあります。

審議会の担当事務としましては、そこに、別表記載のとおりでございますけれども、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申又は建議することと定めているということでございます。

推進会議につきましては、千葉県情報公開条例に規定がさらにされておりまして、27条の2になりますが、第1項におきまして、千葉県情報公開推進会議は、制度の運営の改善に関する事項等うんぬんということで、定めがおかれているということです。第2項では、県民

が情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に述べる
ことができるということが定められているということでございます。3項、
4項におきましては、実施機関の情報公開に係る事務について、苦情
があるときに、推進会議に対して苦情の申出と、対応について定めて
いるところでございます。なお、申出ができない苦情につきましては、
3項の(1)から(3)まで記載されておりますが、審査会の調査権
限についての苦情などについては、苦情ができないということで定め
られているところでございます。5項におきましては、委員の皆様には、
守秘義務が課されているということで規定されています。

4ページをお開きください。2具体的な活動であります。先ほど議
長のごあいさつにもありましたが、2つの柱ということで、1つは、
情報公開制度の運営の改善について調査審議するということ、それと
2番目としましては、苦情の関係になりますが、第三者的立場から事
情等を調査し、それを処理するというものでございます。

これら2つの事項について説明を加えますと、お手元に冊子で薄紫
色の冊子、手引でございます。222ページをお開きください。そこ
には千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領がござい
ます。

制度の運営改善に係る調査審議についてですけれども、2条では、
調査審議の方法等について規定しています。4条では、意見聴取の方
法ということで、先ほど申し上げました、県民からの意見について聴
取するということになっておりますけれども、それについては、原則
として定められた様式により行うということが定まっております。

次に苦情処理の関係になりますが、第5条では、苦情の申出を、原
則として、申出書、これは様式が定まっておりますけれども、それ
により受け付け、第6条で、苦情の申出があったときは、先ほど委員が
指名されたところでございますが、苦情処理調査部会が調査を行うと
いうことになっております。

苦情処理調査部会につきましては、推進会議の部会として、申出の
あった苦情を専任的に処理し、また、制度の円滑な運営に支障がある
と考えられる請求事案等、いわゆる支障事案等というような言い方を
しておりますが、そういったものに係る調査を行うため、推進会議の
立ち上がりの会議になりますが、平成17年度第1回の推進会議にお
いて、部会方式が採用されております。

要領の6条から9条につきましては、苦情調査等について定めてお
ります。大まか流れとしましては、部会では、部会長が調査委員を指

名する。調査委員は苦情調査を行い、部会に報告をする。部会ではそれを検討し、苦情申出人に処理結果通知書を出すという流れになっております。検討の結果によりまして、実施機関側の対応に問題があると認められた場合には、当該実施機関に対して是正の意見等を通知するということになっております。

第10条であります。苦情につきましては、苦情処理調査部会が調査、処理をするのですが、その処理に関する状況につきましては推進会議に報告するということになっております。

11条から13条、支障事案等調査とありますが、制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案等につきまして、実施機関等の報告から、苦情の申出と同様に、部会が調査を行い、推進会議に報告するという形になっております。

推進会議では、こうした苦情処理の報告、支障事案等の報告、これらの報告から、制度の運用改善に向けた調査審議に入っていくということも考えられるということでございます。

続きまして、4ページ、情報公開推進会議の活動実績について、説明いたします。

まず、前の期の推進会議になりますが、平成23年から25年7月までの第4期の活動実績です。(1)に会議、全体会開催の状況とあります。前期の任期の2年間にアからウのとおり、3回の会議が行われました。部会で処理した苦情処理結果の報告等について、それに係る議論が行われております。

次に、(2)としまして、苦情処理調査部会の開催状況を記載しております。先ほど説明いたしましたとおり、苦情に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行うこととなっております。苦情処理調査部会ですが、毎年度4回程度開催されているところでございます。

5ページを御覧ください。2苦情処理についてとあります。苦情処理の結果なのですけれども、実施機関に改善の必要が認められることにつきましては、今まで是正を求めた内容として7つほど大きな類型でくくっております。補正の手続が良くなかったとか、決定期間を過ぎてしまった等ございました。参考のところに、苦情処理状況の一覧表があります。平成17年度からの状況を表にしてまとめてあるところでございますが、直近の24年度につきましては、苦情は19件ありました。その中で、実施機関に是正を求めた事案は5件、前回5月に、第1回の推進会議の中では報告したところではござい

すが、補正の手続の問題が良くなかったりとか、期限を過ぎてしまったりとか、文書の処理が良くなかったりとかの関係で是正通知を出したという経緯があります。なお、推進会議が設置されてから昨年度平成24年度までの苦情の合計ですけれども、142件となっております。そのうち35件について実施機関に是正を求めたという経過があります。本年度平成25年度になります。9月20日現在で14件の苦情申出が出ております。申出内容につきましては、すでに実施機関には知らせておるところでございますけれども、今後、苦情処理調査部会において調査をお願いすることになります。

次に、6ページをお開きください。苦情処理調査部会の運営についてというペーパーがございます。先ほど弁護士の3人の方が部会委員に選出されたということがございます。その後、議長の説明の中にもありましたが、経緯を言いますと、平成19年度途中から、部会の苦情処理につきましては、住民の代表委員にも部会を構成する委員以外の委員ということで、できるだけ参加をお願いしているところがございます。6ページの資料は、そうした委員の選任や身分や関与範囲等について定めてあります。議長からも説明があり、繰り返しになりますけれども、住民の代表委員の苦情処理の参加につきましては、後日、事務局から文書にて、参加の意思を確認させていただきます。積極的に参加していただき、調査等に御協力をいただければと思っております。なお、平成25年度の苦情申出の割り振りににつきましては、部会長の御判断を受けまして、各委員に調査していただく予定になりますので、その際はよろしくお願いいたしたいと思っております。説明は、以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。それでは、これまで推進会議の委員として携わっていただいた委員の方から、何か今の説明について補足することとかございますでしょうか。よろしいですか。今のことについて、御質問、御意見、委員の方からございますでしょうか。どうぞ。

渡邊委員

初めてなものですから、少しお聞きしたいのですけれども、この資料の6ページになります。部会の委員の身分について、委員の選任についての下の委員の身分についてというところで、苦情処理調査部会を構成する委員ではなく、推進会議の委員としてという区分けというか、その辺の、どういう権限というか、その辺を少し教えていただければ。

松村会長

私もあまりこの辺のところは、良く考えていなかったのですけれども、事務局から御説明していただけますか。

事務局（鈴木） 苦情処理調査部会の委員、調査委員というのは、あくまでも先ほど指名されました3名の委員の先生方になるということになっております。それ以外の住民の代表の委員の方につきましては、少しわかりづらいのですけれども、苦情処理調査部会の調査委員ということではなく、推進会議の委員の立場で、御意見をいただくという形になっております。簡単に言いますと、ある意味、苦情処理調査部会の主体的役割で調査を進めていただくという意味では、部会の委員で、それを見て、住民目線から見て意見等を言ってもらおうというのが、推進会議の立場としての住民の委員の立場ということで、4番で関与する範囲という言い方になっておりますけれども、調査は一緒に行うのですけれども、意見も述べるのですけれども、最終的な判断という意味では、推進会議の委員の意見は尊重していこうという立場にあるということで、主体的には調査委員がイニシアチブをとるといえるか、そういうような立場でやっていくというやり方になっています。

渡邊委員
松村会長

はい。わかりました。

少し、今、改めて見ますと、ここで使っている委員という言葉、どちらの委員を指しているのかが、少しわかりにくいですね。たぶん、おっしゃっている趣旨は、この処理部会の委員として、先ほど3名指名させていただきました委員が主体的役割を果たして、それ以外の住民代表の委員の方も、ただそれはそれとして、いろいろな形で積極的に関与していく、欲しいという趣旨を書いてあるようだけれども、委員という言葉が、少し混同されているのかな、少し読みにくいようになっておるので、そういう御質問出たのかもしれませんが。いずれにしても、できるだけ多くの方が、苦情処理にも参加いただければと思っています。ほかにございますでしょうか。はい。それでは、次に、議題の3開示請求等運用状況について、事務局から御説明をお願いします。

事務局（鈴木） はい。それでは、議題の3開示請求等の運用状況について、資料の3、4で説明させていただきます。まず、資料の7ページ、資料3を御覧ください。

本県の情報公開制度の沿革につきまして、概要を簡単な表にしたものでございます。まず、昭和63年10月に、今の条例の前の条例になりますが、千葉県公文書公開条例の施行からスタートいたしております。その後、国で、情報公開法が制定されまして、その施行に併せまして、平成13年4月に、現在の千葉県情報公開条例が施行されております。この施行に併せまして、県が作成する行政文書を有償で提

供する取扱いを定めました、行政資料有償頒布実施要綱や、県政情報の公表に関して定めました、県政情報の公表に関する要綱が併せて施行されているところでございます。その後、大きな改正としましては、平成17年4月に一部改正になりますけれども、情報公開推進会議の設置や開示請求対象文書の拡大、具体的にはそれまで決裁文書が範囲だったのですけれども、少しひろげて組織共用文書も対象とするといったようなものを加えております。

続きまして、8ページを御覧ください。少し細かくて恐縮なのですが、2請求等の状況でございます。まず、1番上の表、(1)、開示請求件数の推移でございます。ここで言う請求件数というのは、簡単に申し上げますと、当該年度に開示、不開示の決定を行った行政文書の件数を意味しております。御覧になっていただくと分かりますように、平成12年度から24年度までありますけれども、1万件から5万件と年度によって幅があります。これを平均しますと、だいたい年間2万3千件程度といったような状況であります。最近で言いますと、平成21、22年度は、千葉県におけるいわゆる不正経理問題の関係で行政文書開示請求が大幅に増えたということであります。23年度は、ほぼ平均的な約2万2千件となっておりますけれども、昨年度は1万件ということで、かなり減ったということになっております。減少の理由として考えられるのは、23年度にはあった、建築計画の関係の文書、設計書の関係になるのでしょうか、そういった文書であるとか、不正経理関係の文書の開示が減少したためではないかと思っております。請求者数ですけれども、平成12年度は、215人でしたが、昨年度平成24年度は487人くらいということで、2倍以上の方から利用されているということでございます。

続きまして、下の表になりますが、実施機関別の請求件数です。平成12年度から15年度までは、教育委員会への請求件数がかなり多くなっていますが、16年度以降は知事部局が多くなっています。22年度に教育委員会への請求が増えておりますけれども、これも先ほど申し上げました不正経理問題の関係での文書、会計関係の支出伝票の文書といった請求があったからではないかと思っております。

(3)になります。請求件数及び開示等の実施状況です。件数と開示決定をした割合も示されているところがございます。表の下の3行目くらいに不存在等というところがありますが、従前の取扱いでは、文書を作成していないとか、廃棄してしまっただけで文書がないといった、いわゆる行政文書がないというとき、保有していない場合は、不存在

という取扱いをしておりました。これは前の条例の関係です。現行条例、今の情報公開条例では、そのような場合には不開示に含めるという取扱いをしております。

資料9ページを御覧ください。請求件数の各県、他県との比較です。他県と言いましても関東との比較になります。他県の24年度データを確認できていないため、23年度までとなっております。東京都を除きますと、東京都は処分件数ということでカウントをしておりまして、ほかの県は、行政文書の件数と、少し基準が違うということがあるのですけれども。その東京都を除きますと、千葉県の請求件数は、関東近県の中で少し多いような状況にあるということになっております。

3不服申立ての処理状況です。不服申立て事案の推移ですけれども、平成12年度、23年度に大量の申立てがあったのですけれども、それ以外につきましては、行政文書数でだいたい150から200くらいになっております。処理状況ですけれども、(2)が過去からの累計、(3)が平成24年度の処理状況になっております。累計で見ますと、処理済約1万2、3千件、大半が取下げになったという状況があります。これは、平成15年度、16年度当時、情報公開推進委員会や情報公開審査会で議論になったと聞いておりますが、その中で、請求者と開示を行う実施機関との話し合いで取下げに至ったと聞いております。平成24年度の処理状況なのですけれども、御覧のとおりとなっております。情報公開審査会という異議申立てを審査する組織がございますので、そこで順次審査を進めていくということになります。運用状況は、以上のとおりです。

続きまして、資料で言いますと、11ページ、本県の情報提供の状況について説明いたします。本県では、いわゆる開示請求による情報公開と併せまして、県政に関する情報を積極的に提供、公表するということに努めています。情報公開条例では、情報公開の総合的な推進ということで、26、27条にそうした関係の定めがあります。

まず、1県政情報の公表についてですけれども、これにつきましては、県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関する情報などを県民に積極的に公表するために、県政情報の公表に関する要綱を制定しまして、千葉県文書館の行政資料室というところがあるので、そこで、そうした情報を公開しておるところでございます。平成24年度の公表資料件数は、そこにありますが、3、695件となっております。

12ページを開けていただけますでしょうか。24年度の主な公表情報ということで、部別と言いますか、部局別と言いますか、まとめてあります。総務部で言うと、知事等交際費執行状況、ざっと見ますと、各部で、原発の関係でありますけれども、放射性物質の検査結果のデータのデータなどを公表しているところでございます。

恐れ入ります、11ページ、お戻りいただけますでしょうか。こめ印にホームページのことが書いてあります。本県では、平成8年の5月にホームページを開いたしまして、県政情報などの情報提供を行っているところでございます。アクセスにつきましては、20年度から掲載しておりますが、御覧のとおりでございます。平成22年度に今の画面にリニューアルをしまして、公表情報も充実させてきているところでございます。

2行政資料の有償頒布についてでございます。県の作成する行政資料の一部につきましては、文書館におきまして、一般県民向けに販売を行っております。平成24年度につきましては、約280種類、販売いたしました。主なものにつきましては、資料の13ページを御覧いただけますでしょうか。そこに、24年度、23年度、表が整理して、記載してあります。24年度で言いますと、販売部数が最も多かったのが、千葉県職員録。これは、23年度も同じなのですが、一番最も多く、その他では、公用文作成の手引といったものが多くなっている状況でございます。以上で、議題の3の説明を終わります。

松村会長

はい、ありがとうございました。委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。私から2、3質問させていただきたいのですけれども。8ページの情報公開請求が24年度に減ったということで、建築計画概要書の要求が減ってみたいなことを御説明あったのですけれども、これは、単に減ったのですか、それとも、制度的に情報公開条例から制度を外したということでしょうか。

事務局（鈴木）

制度からは外してませんので、直接の原因は不明なのですが、減少したという状況です。

松村会長

減少した。単純に。

事務局（鈴木）

はい。

松村会長

ああ、そうですか。

事務局（鈴木）

25年度の状況を見ておりますと、前年度よりは少し増え気味のようです。

松村会長

ああ、そうですか、はい、わかりました。すいません、後少し、資料の4のところ、お伺いしたいのですけれども、現在は、情報公開

制度、情報公開条例を使ってもらう以前に、どんどん情報提供をやっていこうということが大きな重要性を帯びておりますけれども、1、2に関連してお伺いしたいのですけれども、まず、行政資料有償頒布実施要綱で、この印刷物等を有償で頒布しているというお話だったので、これは、条例の根拠というものは全くないのですか。単純に、お金を徴収するわけです。それについて、条例根拠はないのでしょうか。

事務局（鈴木） お金を徴収するという、いわゆる手数料というような。

松村会長 手数料条例といった根拠があるのですか。

事務局（鈴木） そうした根拠は無く、情報公開条例27条の情報提供の拡充の中で、資料の積極的な提供というのがあるのですけれども、お金の面につきましては、恐らく実際かかった費用程度と。

松村会長 ですから、条例根拠なしにやっているということですね。すみません。もう1点だけ。実際、どのようなものが出ているのかというのが、資料の4に出ているのですけれども、1から10までほとんど刊行物、印刷物ですよね。それ以外にその他というのが、2、269ありますけれども、気になるのは、この情報公開請求に対して、県の事務要領などを見ますと、できるだけ請求ではなくて、情報提供で対応しようという手引が書かれていますよね。請求が来た場合にも、相手に了解をとった上で、簡易迅速に相手ももらえるし、こちらとしても行政効率が良いから、どんどん情報提供でやっていきましょうという手引の規定などもあるのですけれども、そういうのはこのその他に入っているのでしょうか。入っているとした場合、手数料というのは、いったいどうなっているのでしょうか。

事務局（鈴木） いわゆる開示請求の過程で、情報提供もあるのですけれども、それについては、ここの表には、刊行物として整理し、情報提供で出す場合は、一応実費弁償分というのはあるのですけれども、それは別の取扱いで整理しております。

松村会長 要するに、こういうのがありますよね。これまでも情報公開請求を受けて、開示したもので、頻繁に開示請求されるものについては、むしろ、来た時点でどんどん出すよと、例えば、取扱いなどもされているわけなのですけれども。そういうのは、例えば、無料でもらえるのですか、それとも、有料になるのですか。

事務局（鈴木） 例えば、文書館に行きますと、自分の欲しい資料というのがあったとして、それは、コピーをとるので、有償という取扱いになります。情報公開の関係も基本的にそういう意味では、有償という

形で、実費分をいただくという取扱いとさせていただいております。

松村会長 というのは、情報公開で請求しても、情報提供で、同じようなものを情報提供でやるからどうぞといったときも、例えば、1ページ、千葉県10円でしたか、同じような金をとられるということでもいいですか。

事務局（鈴木） 運用の仕方の問題があるのですけれども、取扱いによっては、コピーを渡すだけというのものもあるようなのですけれども、本来的には、実費弁償というのが原則という形になります。

松村会長 そういう場合の実費弁償というのは、やはり条例上の根拠がなくて、この要綱でやっているということになるのでしょうか。すいません。少し細かな話なので、また、後で。

事務局（鈴木） 例えば、少なくとも条例上の手数料とかそういったことではなくて、実費弁償といった形でやっています。

松村会長 多くの地方公共団体で、情報公開条例については、大量請求であるとか、大変困っているのです。どうするかということで、何をやるかとしているのかというと、できるだけ、情報提供で対応していこうという動きになってまして、請求する側も便利ですし、地方公共団体の一時請求として受け付けて、後で決裁をとって、処分ですから、大変な手続をかけてというよりも、どんどん出してしまえと。地方公共団体によっては、いわゆる営利目的、明らかに営利目的という情報請求もあるのです。こういうものについて、ちゅうちょしているのですけれども、こういうのも結局請求を受けたら、最終的に開示されるということであれば、割り切って、どんどん請求を受ける前から出してしまっているのではないかという、実際も国交省辺りの動きも出てきております。ですから、その辺は徹底していけば、こういう情報公開制度というの、かなり、運用状況が変わっていくのかなということです。もちろん、苦情処理、苦情を見ていると、それに代わらないものもいっぱいありますけれども、もっと情報が自由に流通するようになれば、かなりその辺は、苦情という形は、運営上の問題というのは、逆に言うと、その辺はかなり氷解して行くこともあるのかなと思って、お伺いしておりました。

事務局（鈴木） 少し、補足です。

松村会長 はい。

事務局（鈴木） 直接、答えになっているのかというのはあるのですけれども、まず、お手元の資料の情報公開の手引の67ページ御覧いただきますと、条例の19条に費用負担の定めがあります。開示請求をして文書又は

図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないというのがあります。これに対して、具体的な決まりがあるかという、参考の部分になります。事務取扱要綱が125ページからありまして、具体的には、126ページからなのですけれども、そこで、費用関係のことが決められておりまして、134ページを御覧いただきますと、情報提供の話がありまして、その2番に写し等の交付というところがあるのですけれども、そこを讀みますと、県民等の求めに応じ資料の写しを交付するなどして情報提供をする場合には、写し等の作成に要する費用を徴収することができるというような形を定めているということでございます。

松村会長

事務取扱要綱第4の8といたします。要するに、情報公開で請求した場合と同様の手数料を徴収するという仕組みをとっているということですね。わかりました。その辺が自治体によってはですね、なかなか、根拠がなくて、手数料をどう徴収するかみたいな、少し悩んでいるところもありますので。でも、請求だったら金をとって、あちら側では金がいらぬというのも考えてみると変な話なので、同じように併せてしまうというのも1つの考え方かもしれません。ほかに、今回初めての委員の方もいらっしゃるわけですけれども、今までの議題だけではなくても、この会議自体についてのことについても結構ですから、何か御質問等ございますでしょうか。

佐野委員

少し、確認させてください。実際、審査委員をやっていたときに、濫用的な請求に対する抑制として、手数料とるかとらないかという話があがっていたのです。手数料というのはとってないのでしょうか。

事務局（鈴木）

恐らく委員がおっしゃるのは、開示請求をすることに対する手数料という話かと思っておりますけれども、その話が議論としてありましたが、結果として、それはとらないということで、無料という取扱いでやっております。千葉県公文書公開条例から始まって、ずっと無料という取扱いで請求書を受けております。

松村会長

請求手数料、交付に関する実費をとっているというのが多くの自治体であり、国とか東京都とかごく一部の自治体で、請求手数料という形で別途徴収していると。それから、もう1つ新たに出てきましたのは、営利目的の請求というのが台帳等で大量に請求するという事なので、その件については、例えば、台帳1枚ごとにいくらとろうとか、そういう条例をいくつかの自治体が最近制定しているという状況です。国は、民主党の段階で、情報公開法の改正案を国会に提出いたしまして、廃案になりましたけれども、それでは請求手数料は止めると、

その代わりに、営利目的については、むしろ、きちんととるという改正案を国会に一応出しましたけれども、廃案になりましたので、それっきりであります。ただ、請求手数料をとっても、結局、そんなに遊び半分で何百件も出すというのは抑制されるのかもしれませんが、通常、営利目的で1件で大量にとというのは、ほとんど制約になりませんので、あまり実効性はないというのが大方の見方だろろうと思っています。

佐野委員 日本弁護士会の情報問題対策委員会でも、やはり手数料のことに關して、神経質になっていまして、あっちの自治体で始まりそうだな、こっちの自治体で始まりそうだなと、神経質になっています。

松村会長 はい、わかりました。ほかに。よろしゅうございましょうか。はい、それでは、本日の議題をすべて終了いたしますけれども、何か、事務局から連絡事項等ございますか。それでは、本日の会議はこれにて終了いたしたいと思います。本日は、傍聴の方もお出でになっておられませんので、通常の場合ですと、傍聴の方がお出でになれば、御意見をするという形になっておりますけれども、それもございません。これをもちまして、平成25年度第2回千葉県情報公開推進会議を閉会いたしたいと思います。ありがとうございました。